

# 砂川市地域おこし協力隊(移住定住促進担当)募集要領

## 1 活動概要

次に掲げる活動に従事していただきます。

- (1) SNS 等(Youtube、Facebook、Instagram)による情報発信活動
  - ・砂川市を知ってもらうための情報発信(食、イベントなど)
  - ・砂川市での暮らしが見える情報発信(医療、買い物施設、保育所、学校など)
  - ・移住を促す支援制度に関する情報発信(子育て支援、住宅購入支援など)
  - ・地域おこし協力隊活動の発信(自身の活動紹介)
  - ・上記発信にかかる動画・写真の撮影及び編集
- (2) 移住希望者への相談、サポート
  - ・移住全般に関する相談窓口
  - ・仕事や住宅情報など、生活に必要な情報の提供
- (3) 移住希望者に必要な情報の収集
  - ・求人情報等の収集
  - ・空き地、空き家、アパート、市営住宅など住情報の収集
  - ・医療、買物、保育所、学校など、生活の安心につながる情報の収集
- (4) お試し暮らし事業(移住体験事業)の対応
  - ・お試し暮らし用住宅の利用募集、受け入れ等全般の対応
  - ・お試し暮らし用住宅の管理(清掃、草刈り、除雪など)
  - ・利用者との交流会の実施、生活面でのサポート
- (5) そのほか、移住・定住の促進に必要な活動

## 2 募集対象

次のいずれも満たす方を対象とします。

- (1) 令和7年2月1日現在で 20 歳以上の方
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 現在、都市地域等(離島、山村、過疎地域等以外)に居住し、任用内定通知後に砂川市に住民票を異動し居住することができる方
  - ② 他の市町村において、地域おこし協力隊として同一地域内で2年以上活動し、かつ任期終了の日から1年以内にあたる方で、任用内定通知後に砂川市に住民票を異動し居住することができる方
- (3) 任期終了後に起業・就業により砂川市に定住する意思のある方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務を行える方
- (5) 活動内容を積極的に企画、提案、実行できる方
- (6) パソコンの操作、SNS 等の運用ができる方(掲載する写真・動画の撮影及び編集、記事の作成、発信、コメントへの対応等)

- (7)普通自動車運転免許証を有し、運転が可能である方
- (8)市条例及び規則等その他関係法令を順守し、職務命令に従うことができる方
- (9)地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (10)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方

### 3 募集人数

1名

### 4 勤務地

砂川市役所(総務部政策調整課企画調整係)

### 5 勤務時間

月曜日～金曜日 8:30～15:30(土日祝日は基本休みですが、活動内容に応じて勤務がある場合もあります。)

### 6 任用形態・期間

- (1)砂川市会計年度任用職員として砂川市長が任用します。
- (2)任用期間は、令和7年2月1日から令和7年3月31日までになります。
- (3)更新は1年単位で、最長3年間の延長が可能ですが、年度終了時(3月)の段階で、次年度の任用について判断します。
- (4)協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

### 7 給与・賃金等

月額 185,000円 期末勤勉手当 6月と12月に支給(計4.5月分 ※令和6年度)

### 8 待遇・福利厚生

- (1)住宅は砂川市が用意し、家賃を負担します。(敷金、引越し費用、生活用品、光熱水費等は個人負担になります。)
- (2)活動に使用する車両、パソコン等は砂川市が用意します。
- (3)活動に必要な消耗品、旅費・研修等の参加費は予算の範囲内で砂川市が支給します。
- (4)健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険が適用されます。
- (5)年次有給休暇が付与されます。(1年目は10日)
- (6)起業するための各種補助金があります。  
※地域おこし協力隊起業支援金(上限100万円)、市内特定エリアの空き建物の改装費(上限200万円)及び賃借料(1年間補助、上限月額10万円)の補助。

## 9 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送またはメールで送信してください。  
(写真添付、携帯以外のメールアドレスを記入すること。)

(1)応募期間:令和6年11月8日(金)まで **※必着**

(2)提出書類:応募用紙は、砂川市ホームページまたはJOIN ホームページよりダウンロードしてください。

\*砂川市ホームページ:<https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp>

\*JOIN ホームページ:<https://www.iju-join.jp>

## 10 選考の流れ

(1)第一次選考(書類審査)

応募用紙を元に書類選考を行い、選考結果を通知(郵送)します。

(2)第二次選考(面接試験)

・第一次選考合格者を対象に面接試験を行います。

・詳細な日程は、第一次選考の結果を通知する際にお知らせします。

・会場は、砂川市役所になります。

(3)結果通知

選考結果は、速やかに文書等で第二次選考の受験者全員に通知します。

## 11 応募用紙送付先・問い合わせ先

〒073-0195 北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市総務部政策調整課企画調整係

電話 :0125-54-2121(内線 3311・3312)

0125-74-8767(直通)

FAX :0125-54-2568

E-mail :kikaku@city.sunagawa.lg.jp